

税務課から 軽自動車税に関するお知らせ

- ・グリーン化特例(軽課)について
- ・経年重課について

- ・名義変更・廃車などの各種手続きについて
- ・被災車両の代替車両取得に係る特例について

▷問い合わせ先＝税務課諸税係(☎内線153)

■グリーン化特例(軽課)の税率

車種	区 分		税 率			
			通常税率	①	②	③
軽自動車	三輪(660cc以下)		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円
		貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円
			自家用	5,000円	1,300円	2,500円

三輪・四輪の軽自動車のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに、初めて車両番号の指定を受けた車両は、平成30年度分の軽自動車税に限り、次の①②③の燃費基準達成状況に応じて、左表のとおり軽減税率が適用されます。

※燃費基準達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されます。

①電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

②【乗用】平成32年度燃費基準＋30%達成車／【貨物用】平成27年度燃費基準＋35%達成車

③【乗用】平成32年度燃費基準＋10%達成車／【貨物用】平成27年度燃費基準＋15%達成車

※②および③は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)に限りです。

名義変更・廃車などの手続きについて

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年が経過した車両(平成30年度は平成17年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた車両)は、下表のとおり経年重課税率が適用となります。

※電気自動車などは除きます。

車種	区 分	経年重課		
軽自動車	三輪(660cc以下)		4,600円	
	四輪	乗用	営業用	8,200円
			自家用	12,900円
		貨物用	営業用	4,500円
			自家用	6,000円

経年重課について

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。

軽自動車の売買、譲渡を行った場合や、所有者が亡くなった場合などには、「名義変更」や「廃車」の手続きを3月中に行ってください。

■標識が「大船渡市」または「三陸町」ナンバーの場合

▽手続き窓口＝市役所本庁税務課諸税係(7番窓口)、三陸支所、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所

▽手続きに必要なもの＝標識交付証明書、届出人(相続人など)の印鑑

■その他の二輪車や四輪車などの場合

▽手続き窓口＝自家用自動車協会大船渡支部(所在地＝大船渡町字地ノ森62・10／☎3874)

※市役所では手続きができませんのでご注意ください。

▽手続きに必要なもの＝手続きの種類によって必要書類が異なります。詳しくは自家用自動車協会のホームページをご覧ください。

※市役所では手続きができませんのでご注意ください。

東日本大震災津波により損壊し、使用不能または所在不明となった軽自動車の代わりに車両を取得した場合、代替車両の軽自動車税が非課税となります。

▽非課税措置適用期限＝代替車両を平成31年3月31日までに取得する必要があります。

▽非課税となる期間＝代替車両を取得した年度とその翌年度の2年間

【例】平成29年度に代替車両を取得した場合は、平成29・30年度の軽自動車税が非課税となり、平成31年度分から課税されます。

▽非課税措置が認められる代替車両の取得形態

- ・被災車両が普通自動車、小型自動車・軽自動車(3輪以上)で、代替車両が普通自動車、小型自動車・軽自動車(3輪以上)の場合
- ・被災車両が小型自動車・軽自動車(2輪)、原動機付自転車、代替車両が小型自動車・軽自動車(2輪)、原動機付自転車の場合

▽申請に必要なもの

- ・所有者の印鑑、被災車両と確認できる書類(被災車両の状況申出書の写し、「被災車両」と記載のある登録事項等証明書、課税除外申立書の写しなど)
- ・代替車両として確認できる書類(自動車検査証など)
- ・所有者の個人番号(マイナンバー)の確認書類
- ※マイナンバー確認書類＝マイナンバーカード、または、次の①②の書類各1点
- ①マイナンバー通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書のいずれか1点
- ②運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険被保険者証、年金手帳、顔写真付きの証明書(学生証、社員証など)のいずれか1点

▽注意

- ・被災車両と代替車両の所有者が同じ場合に限り、非課税措置の対象となります。

普通自動車の非課税措置

普通自動車についても同様の非課税措置があります。普通自動車の手続き方法や必要書類などについては、大船渡地域振興センター県税室(☎9912)にお問い合わせください。



普通自動車の非課税措置

普通自動車についても同様の非課税措置があります。普通自動車の手続き方法や必要書類などについては、大船渡地域振興センター県税室(☎9912)にお問い合わせください。

「起業、経営等無料相談会」 3月の開催日程

▷日時

- ・3月4日(日)＝①午前9時②午前10時30分③正午
- ・3月29日(木)＝①午後6時②午後7時30分

▷会場＝リアスホール練習室2

▷相談時間＝1人当たり90分

▷対象

- ・起業相談＝市内で起業、第二創業、事業拡大を検討している人
- ・経営相談＝市内で開業後、おおむね5年以内の人

▷相談内容＝起業、第二創業、事業拡大などに関する計画の立て方、資金調達(補助金ほか)、各種届け出など

▷申込方法＝申込書に必要事項を記入の上、起業支援室に直接申し込むか、ファクスまたはEメールでお申し込みください。

※申込書は、市のホームページからダウンロードできます。

※Eメールアドレスは、申込書に記載しています。

▷申込締切日＝開催日の1週間前

▷申込先／問い合わせ先

起業支援室(☎内線106／☎264477)

